

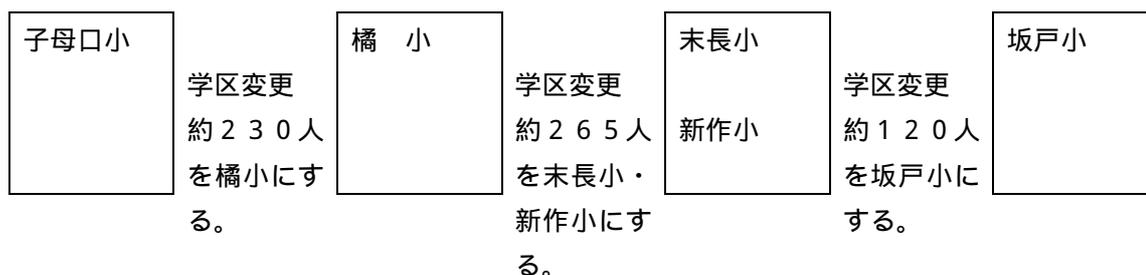
平成13年3月14日(月)午後7時から、高津市民館第6会議室において「第3回学校適正規模・適正配置高津区検討委員会」が開催されました。会議の主題となっている「子母口小学校」の過大規模問題解消に向けての方策について検討が行われました。

当日の主な議論( :一般委員、 :行政委員、 事務局)

### 高津区内での通学区域の変更について

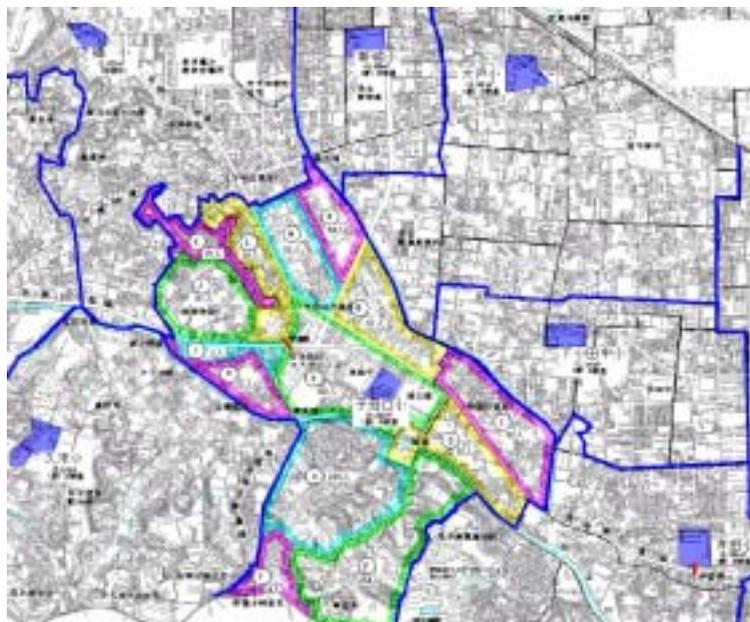
前回の委員会において、「中原区との通学区域の変更を考えるよりも、まずは高津区内(橘地区)で変更が可能かどうかを考えるべきである」といった意見があったが、子母口小学校は、高津区の南端にあり、横浜市と中原区に接していることから、高津区内限定の通学区域の変更は、広範囲の玉突き状態になり、多くの地域を巻き込むことになるので、全てに地域で理解を得るのは困難である。

〔行政区を超えない通学区域変更を仮定した場合〕 \*この考えは困難



前回の事務局案のように、子母口小隣接の地域で通学区域の変更を行うほうが現実的である。高津区内の通学区域の変更では、子母口小の適正規模化に向けた解決ができないのであれば、行政区を越えた通学区域の変更も止むを得ない。

### 子母口小の隣接地域との通学区域の変更について



子母口小学校の通学区域をいくつかのブロックに分け、隣接する小学校との通学区域変更の可能性を検証しました。

通学区域の変更を行なうのであれば、町会を分断することなく、町会全てを変更した方がいい。事務局としても、町会を分断することなく、地区ごとの変更も考えているが、個人の自由に任せて、もとの学校が良いか、変更先の学校が良いか、判断してもらうことも可能である。指定校を変更して、隣接校に通っている人が多い地域については、基本的に子母口小学校の通学区域だが、隣接校も選べる地域である指定変更可能地域に設定することは可能である。

**(子母口小学校の通学区域の関係自治会と事務局で指定変更可能地域設定に向けた調整し、その結果を報告することになりました。)**

## そ の 他

仮に、通学区域の変更を決定した場合、こういったスケジュールで変更されるのか。また、5・6年生なども途中で転校しなければならないのか。

子母口小から隣接校に転校を強要することはではなく、基本的に新入生からの対応になる。

何年から可能であるか。

最短で平成18年の新入生から可能ではある。

新入生のみの変更では子母口小の過大規模解消できないのではないかと。そうであれば、学校を新設した方が効果的ではないか。

学校新設が可能であれば、この会議はそもそも開かれない。財政難なのだろうから、仕方ない。

中原区に県立職業訓練校があるが、そこは、あと2年で廃校されるらしい。そこは県の土地だが、近くにある新城高校の土地は市の土地である。そこで、土地の交換を行い、職業訓練校の跡地に新設校をつくってはどうか。更地からつくるより、コストもかからず、子母口小の過密も解消されると思うが。

子母口小学校に隣接している橘公園に校舎を増築するのは無理なのか。

都市公園法による決まりがあり、公園がなくなれば、その分を新たに設けなければいけない。

例えば、先ほどの県立校の跡地に公園にすれば、橘公園を子母口小のものにできるのではないかと。

**(県立職業訓練校、橘公園にかかわる状況を事務局が調査しておくことになりました。)**



**ご意見・ご質問をお寄せください。**

川崎市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会事務局 (川崎市教育委員会総務部企画課)

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

T E L 044-200-3268 F A X 044-200-3950 M A I L 88kikaku@city.kawasaki.jp

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/88/88kikaku/home/tekiseikibo/tekiseikibo.htm>